

損害評価はこう進められます

組合等段階
組合等当初
評価高報告

しつ皆調査
(評価員)
検見・実測



抜取調査
(評価会委員)
各評価地区10筆
以上 = 検見・実測



損害評価会
管内の当初評価高
とりまとめ



連合会段階
連合会当初
評価高報告

抜取調査
1組合等当たり
18筆以上 = 実測



損害評価会
共済減収量
とりまとめ



農林水産省

減収調査



損害高の認定